

『省エネルギー対策や新エネルギー設備の導入を行いたい』

省エネ・新エネ関連設備等の導入に対する支援

中小企業者等が高効率な省エネルギー設備を導入する際や、新エネルギー利用設備を導入する際等に各種支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業者等

支援内容

(1) 省エネ設備導入支援・省エネ対策の促進

① エネルギー使用合理化等事業者支援事業(いわゆる省エネ補助金)

中小企業を含む事業者が工場・事業場等における高効率設備・システムへの入替や製造プロセスの改善等の改修により省エネや電力ピーク対策を行う際に必要となる費用を補助します。また、エネルギー管理支援サービス事業者を活用した更なる省エネの取組や電力のピーク対策を支援します。さらに、工場間で一体となった省エネの取組も支援します。

■ 予算額: 平成28年度予算515億円

■ 補助対象者: 事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

■ 補助率: ①単独事業 1/3以内

②エネマネ事業者※を活用した事業 1/2以内

※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギー事業を支援する事業者

② 省エネルギー対策導入促進事業

中小企業等の、工場やビル等の施設について、省エネの専門家による無料の省エネ診断・節電に関する診断等を実施します。省エネ診断では、工場・事業場のエネルギー使用状況や特性に応じて、「運用改善と設備投資を伴う改善」の具体例を提案するとともに、改善による年間のエネルギー削減量や年間のコスト削減量について提案します。過去の診断事例等については、ウェブ(<http://www.shindan-net.jp/>)においても情報を提供しています。

また、診断によって提案された省エネの取組を促進するため、各地域できめ細かな省エネ相談の窓口となる「省エネルギー相談地域プラットフォーム」を構築します。

③ エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業

中小企業者等が省エネルギー設備や一部のトッランナー機器の設置を行う事業者に対し、民間金融機関等から受けた必要な資金の貸付の利子補給を行います。

事業の実施に当たっては、地域金融機関等と連携し、省エネに積極的に取り組む地域の中小・中堅企業の省エネ投資を支援します。

■ 予算額: 平成28年度予算27億円

■ 補助対象者: 全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

■ 補助率: 1%以内

④ 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業

エネルギー消費量が増大している住宅・ビルの省エネ化を推進するため、ZEHの導入及びガイドラインを作成するためのZEBの実証を支援します。

※ZEH/ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル): 高性能建材や高性能設備機器等による省エネルギーと太陽光発電等の再生可能エネルギーを組み合わせることで年間の1次エネルギー消費量がネット(正味)でゼロとなる住宅/建築物

⑤ 輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金

荷主・運輸部門について、省エネ化のための実証事業等を行い、その成果を展開すること等によ

って、効果的な省エネ対策の普及を図ります。

具体的にはトラック運送事業者に対して、専門のコンサルタント会社からのエコドライブ指導の受講経費や、EMS用機器の導入に必要な経費等の一部を補助します。また、整備事業者に対して、次世代自動車に対応したスキャンツールの導入に必要な経費等の一部を補助します。さらに、内航海運事業者等に対して、革新的省エネ船舶の設計・建造などの経費等の一部を補助します。

(2) 新エネ設備導入支援

①再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金

地域における再生可能エネルギー利用の拡大を加速するため、民間事業者が導入する、太陽熱・バイオマス・地中熱等を利用した熱利用設備や、自家消費向けの太陽光発電・バイオマス発電等の発電システム、蓄電池の費用を補助します。

■対象者：民間事業者

■対象設備：

○再生可能エネルギー熱利用設備

太陽熱利用、地中熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造

○再生可能エネルギー発電設備

※「固定価格買取制度」において設備認定を受けないものが対象

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小水力発電、地熱発電、蓄電池(再生可能エネルギー発電設備と併せて設置する場合)

②環境・エネルギー対策資金(非化石エネルギー関連)

太陽光発電等の非化石エネルギー設備等を導入する中小企業に対して、政府系金融機関から低利融資を行います。

(3) グリーン投資減税

青色申告を行う法人又は個人事業者が、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や再生可能エネルギー設備(エネルギー環境負荷低減推進設備)を取得した場合に、設備の取得価額に対して、7%の税額控除(中小企業者等)又は30%の特別償却の適用が受けられる措置です。対象設備等については、ウェブにおいても情報を提供しています。

(http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/index.html)

利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

(1) 省エネ設備導入支援・省エネ対策の促進

①エネルギー使用合理化等事業者支援補助金：一般社団法人 環境共創イニシアチブ(03-5565-4463)

②省エネルギー対策導入促進事業

無料省エネ診断等事業：一般財団法人 省エネルギーセンター(03-5439-9732)

省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業：一般社団法人 環境共創イニシアチブ(03-5565-3970)

③エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業：未定

④住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業(ZEH)：一般社団法人 環境共創イニシアチブ(03-5565-4081)

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業(ZEB)：一般社団法人 環境共創イニシアチブ(03-5565-4063)

⑤輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金：未定

①～⑤資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 電話：03-3501-9726(直通)

(2) 新エネ設備導入支援

①資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 電話：03-3501-4031(直通)

②株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

(3) グリーン投資減税

資源エネルギー庁 総合政策課 電話：03-3501-2304(直通)